

令和4年度 6月補正

補 正 予 算 案
主 要 事 項 調 書

京都府宇治田原町

令和 4 年度 6 月補正
補正予算案主要事項調書

福祉課関係	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費	1
健康対策課関係	新型コロナウイルス感染症予防対策事業費	2
子育て支援課関係	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	3

令和4年度6月補正予算案 主要事項調書

事業名	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費		
予算額	補正前	補正額	補正後
	0千円	28,800千円	28,800千円
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務費補助金
事業内容	<p>〈趣旨〉</p> <p>「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に基づいて、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしの支援措置の強化として、*令和4年度住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給する。</p> <p>※令和3年「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における本給付金を既に受給している世帯等は支給対象要件を満たさない。</p> <p>〈内容〉</p> <p>○支給対象世帯</p> <p>(1) 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯</p> <p>○支給額</p> <p>1世帯当たり10万円</p> <p>【支給の流れ】</p> <pre> graph LR A[宇治田原町] -- ①対象者へ確認書・案内等を送付 --> B[住民税均等割非課税世帯] B -.-> ②確認書を返送 A A -- ③指定銀行口座へ振込 --> B </pre> <p>※家計が急変した世帯に対しては、周知広報により申請を受付。</p>		
担当課	福祉課	電話	88-6635

令和4年度6月補正予算案 主要事項調書

事業名	新型コロナウイルス感染症予防対策事業費														
予算額	補正前	補正額	補正後												
	19,566千円	9,533千円	29,099千円												
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金												
事業内容	<p>〈趣旨〉 新型コロナウイルスワクチンの追加接種(4回目)の実施について国から方針が示されたことから、綴喜医師会、京都府等と連携を図り、速やかな接種の開始に向け、接種体制の確保を図る。</p> <p>〈内容〉</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>町(ワクチン確保・流通等については国・府が実施主体)</td> </tr> <tr> <td>接種場所</td> <td>町内の集団接種会場もしくは医療機関(原則、住民票所在地) ※集団接種会場は役場庁舎で実施</td> </tr> <tr> <td>接種費用</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>接種対象者</td> <td>3回目接種後、5か月以上を経過した者のうち、接種日時点で ①60歳以上の者、②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者</td> </tr> <tr> <td>接種回数</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>事業フロー</td> <td>実施期間：令和4年5月末(法令改正後)～令和4年9月30日 ①60歳以上の者 3回目接種時と同様に3回目接種完了者に意向調査を実施し、3回目接種から5か月以上を経過する者から順次日程調整し、役場庁舎での集団接種を実施する。(接種券は全対象者に発送) ・3回目を2月に接種した者→7月中旬開始予定 ②基礎疾患を有する者等 接種を希望する者へは申請のうえ接種券を発行し、町集団接種、かかりつけ医療機関等で接種。身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び1、2回目接種において基礎疾患を理由に優先接種を申請していた者へは、予め接種券を送付する。</td> </tr> </table>			実施主体	町(ワクチン確保・流通等については国・府が実施主体)	接種場所	町内の集団接種会場もしくは医療機関(原則、住民票所在地) ※集団接種会場は役場庁舎で実施	接種費用	無料	接種対象者	3回目接種後、5か月以上を経過した者のうち、接種日時点で ①60歳以上の者、②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者	接種回数	1回	事業フロー	実施期間：令和4年5月末(法令改正後)～令和4年9月30日 ①60歳以上の者 3回目接種時と同様に3回目接種完了者に意向調査を実施し、3回目接種から5か月以上を経過する者から順次日程調整し、役場庁舎での集団接種を実施する。(接種券は全対象者に発送) ・3回目を2月に接種した者→7月中旬開始予定 ②基礎疾患を有する者等 接種を希望する者へは申請のうえ接種券を発行し、町集団接種、かかりつけ医療機関等で接種。身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び1、2回目接種において基礎疾患を理由に優先接種を申請していた者へは、予め接種券を送付する。
実施主体	町(ワクチン確保・流通等については国・府が実施主体)														
接種場所	町内の集団接種会場もしくは医療機関(原則、住民票所在地) ※集団接種会場は役場庁舎で実施														
接種費用	無料														
接種対象者	3回目接種後、5か月以上を経過した者のうち、接種日時点で ①60歳以上の者、②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者														
接種回数	1回														
事業フロー	実施期間：令和4年5月末(法令改正後)～令和4年9月30日 ①60歳以上の者 3回目接種時と同様に3回目接種完了者に意向調査を実施し、3回目接種から5か月以上を経過する者から順次日程調整し、役場庁舎での集団接種を実施する。(接種券は全対象者に発送) ・3回目を2月に接種した者→7月中旬開始予定 ②基礎疾患を有する者等 接種を希望する者へは申請のうえ接種券を発行し、町集団接種、かかりつけ医療機関等で接種。身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び1、2回目接種において基礎疾患を理由に優先接種を申請していた者へは、予め接種券を送付する。														
担当課	健康対策課	電話	88-6610												

令和4年度6月補正予算案 主要事項調書

事業名	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費		
予算額	補正前	補正額	補正後
	0千円	6,620千円	6,620千円
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金
事業内容	<p>〈趣旨〉 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>○対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和4年3月31日)時点で、18歳未満の児童(※障がい児の場合、20歳未満) ・令和4年4月から令和5年2月末までの新生児 <p>○支給対象者</p> <p>上記の対象児童を養育する父母等であり、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税である者。または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者。</p> <p>○支給額</p> <p>児童1人あたり5万円</p> <p>○申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当受給者及び特別児童扶養手当受給者に対しては、支給する旨の通知を行った後、一定期間内に受給拒否届出がなければ口座振込。(申請不要) ・その他の対象者は、申請に基づき支給(申請期限:令和5年2月末)。 <p>○支給予定時期</p> <p>令和4年7月上旬(以降随時)</p>		
担当課	子育て支援課	電話	88-6636